

【対象機関等について】

問1. 大学共同利用機関法人に属する研究所が単独でホスト機関となり申請できるか。

（答）

対象機関として示した「大学共同利用機関法人」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の大学共同利用機関法人のことを指しており、同法人に属する研究所が単独でホスト機関となることはできません。

問2. 特定非営利活動促進法でいう法人（NPO法人）は申請できるか。

（答）

申請可能です。公募要領上の公益法人には、一般社団法人又は一般財団法人に加え、特定非営利活動促進法でいう法人（NPO法人）が含まれます。

問3. 2機関が対等の関係で、共同名義により同一分野のプログラムを申請できるか。

（答）

本プログラムの主旨に鑑み、中核となるホスト機関が明確になっていることが求められ、ホスト機関が2機関以上で共同して申請することは認められません。

問4. 共同利用・共同研究拠点または国際共同利用・共同研究拠点も申請できるのか。

（答）

共同利用・共同研究拠点等を、例えば異分野を融合させ、将来の重要な学問分野の創造が期待されるような拠点となるよう、拠点構想に含めること自体には制約はありません。ただし、共同利用・共同研究拠点等の既存の取組を補助するような構想は認められません。また、申請者は拠点のホスト機関であり、当該拠点自体をホスト機関とすることはできません。

問5. 既に本事業に採択されているホスト機関も申請できるか。

（答）

申請可能です。今般の公募は新ミッションの下で新たに拠点を採択するものであり、現在本プログラムに採択され、補助金の支援を受けている拠点を有するホスト機関、又は過去に本プログラムに採択され、現在は支援期間が終了し、本プログラムによる補助を受けていない拠点を有するホスト機関からの申請も可能です。

ただし、WPI拠点又はWPIアカデミー拠点を有するホスト機関のうち、新ミッションの下で採択された拠点を有するホスト機関については、今般の申請には申請できません。また、既存の拠点の運営に対するホスト機関のコミットメント（拠点への人的・財政的支援及び経営資源の配分等）の現状や、新たな拠点形成のための資源配分の将来構想、及び既存拠点への支援と新たな拠点形成へ

の支援との両立について厳正に確認し、審査に反映することとしています。

【拠点構想について】

問6. 拠点構想は科学技術・イノベーション基本計画に沿っている必要はあるか。

(答)

公募要領上の「5. 対象とする拠点構想及びその要件」には科学技術・イノベーション基本計画についての言及はしていません。

【中長期的なビジョンについて】

問7. 拠点形成の中長期的なビジョンについて、一次審査のために必要となる提出資料のうち、具体的にどの部分に記載すべきか。

(答)

公募要領上の「拠点長の中長期的な一貫したビジョン」は、拠点長候補者の責任において作成され、一次審査のために必要となる提出資料のうち、資料2「拠点長のビジョン」、資料3「拠点構想の概要」に記載する必要があります。

【対象研究領域について】

問8. 人文・社会科学は対象研究領域に含まれるか。

(答)

人文・社会科学分野のみの研究領域は対象となりませんが、自然科学系の研究領域の発展や社会実装に向けて人文・社会科学系の研究領域との融合を図る構想や、主な研究領域を人文・社会科学としつつ自然科学との融合を図る構想については対象となります。

問9. 「数理・情報科学に期待される役割」について、異分野の融合に係る主な分野として示すべき分野に数理・情報科学が含まれていないなければならないということか。

(答)

異分野の融合に係る「主な分野」として、必ずしも数理・情報科学を提示しなければならないということはありません。ただし、拠点構想における異分野の融合や新たな科学の創出に対する数理・情報科学がどのような付加価値をもたらすかなど、研究領域の中で数理・情報科学に期待される役割について記載してください。(なお、異分野の融合に係る「主な分野」として、数理・情報科学を上げることは排除されません。)

【運営について】

問10. 拠点長は、ホスト機関の研究者ではなく、海外の研究者又は国内の他機関の研究者を招へいしてもよいか。

(答)

拠点長は必ずしもホスト機関の研究者である必要はありません。また、海外又は国内の他機関の研究者を招へいすることも可能です。ただし、拠点長は、当該拠点の発足から本プログラムによる

補助金終了までの10年間にわたり、拠点の運営に責任を持つことを原則としており、また本プログラムの性格上、拠点長は「専任」として、強力なリーダーシップを持って当該拠点の運営に常に意を用いることが求められます。このため、年間の全仕事時間のうち少なくとも半分以上は、物理的に当該拠点（サテライトを除く）に滞在することが求められます。

問 11. 拠点長が、他の拠点形成プログラムの代表者、構成員または大学等における他の教育研究や役職を兼任できるか。

(答)

拠点長が形式的に他の役職等を兼任することは排除しませんが、実態として拠点長としての活動に専念していただく必要があります。

問 12. 拠点長は、主任研究者を併任できるか。

(答)

可能です。

問 13. 事務部門長が主任研究者を兼ねることは可能か。

(答)

制度上の制限は設けていませんが、困難です。事務部門長には「拠点長を事務管理面で強力に補佐し、研究者にとって快適に研究できる環境を常に提供しつづける役割を担う」ことを求めていることから、仕事時間の大部分を拠点に係る業務に充てることになるため、事実上、事務部門長と主任研究者の兼任は困難であると考えられます。審査の際には、事務部門長候補者が上記の役割を適切に担えるかも含めて評価されます。

問 14. ホスト機関の長を拠点長として登録することは可能か。

(答)

制度上の制限は設けていませんが、困難です。拠点長には、当該拠点の活動に専従していただくことを求めており、事実上、ホスト機関の長が拠点長を兼ねるのは困難であると考えられます。審査の際には、拠点長が役割を適切に担えるかも含めて評価されます。

問 15. 拠点長には「「拠点構想」の実施にあたって必要な人事や予算執行等に関し、実質的な判断が行え、リーダーシップが発揮できる体制が整備されること」が求められているが、実質的な体制が確保されていれば、形式的には拠点を既存部局の下において部局長の管理・監督を受ける形でも許容されるか。

(答)

ホスト機関内における拠点の位置付けについては特に形式的な要件はなく、どのような形で拠点を設置するかはホスト機関の判断に任されますが、審査の際には、拠点構想ごとに、拠点長のリーダーシップと実質的な判断ができることを真に担保する体制になっているかが評価されます。

また、ホスト機関には、当該拠点において、「機関内の従来の運営方法にとらわれない手法（英語

環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システム等)を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改定、整備等に協力すること」をコミットすることが求められます。

問 16. 民間企業を連携機関やサテライトとしてもよいか。

(答)

問題ありません。サテライトは当該拠点の出先機関として連携する組織を想定しており、あくまで拠点の一部として機能するものであることから、民間企業であることを理由に排除はされません。

問 17. 先行する拠点においては、自己評価のため、外部有識者委員会を設置しているところもあるようだが、設置は必ず行わなくてはならないのか。

(答)

外部有識者委員会等の設置は義務ではありませんが、一般に、外国人有識者を含む外部有識者から構成される委員会を設置し、助言を得ることは、世界トップレベルの研究拠点を形成する上で、有用でありかつ推奨されるものです。

【拠点を構成する研究者等】

問 18. 主任研究者に年齢制限はないか。

(答)

主任研究者の年齢制限は設けていません。ただし、審査の際には、当該拠点が10年間にわたって継続的に活動できる体制となっているかが評価されます。

問 19. ホスト機関以外から主任研究者を招へいする場合、任期制としてもよいか。

(答)

主任研究員を任期付とすること自体は可能ですが、拠点の内製化を進めることに鑑みて、補助期間終了までに必要な主任研究員のポストを拠点に配分していくなど、ホスト機関による計画的な拠点への支援が行われる必要があります。

問 20. 主任研究者は兼任や併任でなく、専任としなければならないか。また、兼任の場合、例えばエフォート10%でも、拠点を構成する研究者数を数える際に、1人と勘定して良いか。

(答)

主任研究員は必ずしも専任とする必要はありません。また、主任研究者が兼任の場合(エフォートが100%未満)でも、拠点を構成する研究者としては1人と数えます。ただし、主任研究者には、専任・兼任を問わず、拠点の研究の中心的な役割が期待されており、それに十分に答えられることが重要です。エフォートについても、具体的な下限は設けていませんが、前述の観点から、拠点を構成する研究者には拠点で中心的に活動を行うことが期待されており、エフォートの小さな研究者のみで構成された拠点構想は、審査の際に不利な評価を受ける可能性があります。

問 21. 主任研究者が兼任の場合、1 年間に拠点にどの程度滞在しなければならないというような制限はあるか。

(答)

個々の研究者について拠点への滞在期間についての厳密な基準は設けていませんが、研究や交流が十分に行えるよう研究者の物理的な滞在時間が確保されることは重要です。ただし、人的交流が制限される状況下において物理的な集結が困難な場合は、研究のアクティビティを下げないように、代替措置を講じていただくなどの工夫や取組を評価します。

問 22. 「中核的研究者が物理的に集結していること」とあるが、渡航制限等により研究者の異動が困難な場合でも、研究者を拠点に滞在させる必要があるか。

(答)

事業趣旨に鑑みて、原則的には、中核的研究者は物理的に集結していただく必要があります。ただし、人的交流が制限される状況下において物理的な集結が困難な場合は、研究のアクティビティを下げないように、雇用形態の工夫等の対策を講じることで代替することを認めます。その場合、これらの対策が単なる代替措置ではなく、制限の緩和等により物理的な集結が可能になった後でも、研究活動に更なる付加価値を与える取組であることが重要です。

問 23. 他の拠点プログラムに参画している研究者が、本プログラムにも参画可能か。

(答)

本プログラムに参画する研究者については、他のプログラムとの兼任に制限を設けていません。

ただし、当該研究者が拠点構想の実現のための活動にどの程度の時間を割くのか（エフォート）を明示していただきます。また、その際、競争的研究費による活動であっても、当該拠点構想の目的に合致し、当該拠点において実施するものであれば、拠点のための活動とみなすことができます。

問 24. 主任研究者が本プログラムの他の申請と重複しても支障はないか。

(答)

本プログラムの各拠点構想間での主任研究者の重複については、各拠点において求められる活動が十分に行われる限り、特に制限を設けていません。ただし、当該研究者のエフォートの算出にあたっては、各拠点の活動に重複がないようにしてください。

問 25. 名誉教授や客員教授も拠点を構成する研究者となりうるか。

(答)

名誉教授や客員教授の参画については、特に制限を設けておりません。ただし、それらの研究者が拠点を構成する研究者となりうるかどうかは、当該拠点においてその研究者がどの程度研究活動を行っているかにより個別に判断されます。具体的な研究活動を伴わない研究者は、肩書きの如何によらず当該拠点を構成する研究者とみなされません。

問 26. 世界トップレベルの研究者の指標として挙げられている、i) 国際的影響力の具体的な指標

a) ~d) の全てを満たさなければならないか。

(答)

全ての指標を満たす必要はありません。申請書に記載された指標を参考に、当該研究者が世界トップレベルの研究者であるかどうかを総合的に判断されます。

問 27. 「拠点を構成する研究者等」の数値目標は拠点設立当初から実現されなければならないもの

か。また、仮にそうでない場合はいつまでに実現しなければならないのか。

(答)

公募要領に挙げられた数値目標は、必ずしも拠点設立当初から実現される必要はありませんが、拠点設立当初に目標が達成されていない場合は、それらを達成するための具体的計画（時期・手順など）を明確にする必要があります。また、拠点のジェンダーバランスについても、計画の中に位置づける必要があります。なお、目標の達成時期については、特に制限（「何年以内に達成しなければならない」など）を設けませんが、審査の際の判断の材料となります。

問 28. 拠点の規模として、「総勢は 70～100 人程度あるいはそれ以上」という目標値は拠点設立当

初から例外なく満たさなければならないものか。

(答)

「総勢は 70～100 人程度あるいはそれ以上」というのは、目安であり、この条件を満たさないから直ちに申請不可とするものではありません。ただし、補助支援期間においてできるだけ早期の達成を求めています。よって、審査の際には、各拠点構想の規模も含め、本プログラムの目的である「『目に見える研究拠点』の形成を目指す」ものとなっているかが評価されます。

問 29. 最終的に数値目標を達成しない構想は審査対象から排除されるか。

(答)

数値目標については目安であり、全ての目標を満たさないからといって審査対象から排除されるものではありません。ただし、審査の際には、当該数値目標との関連も含め、各拠点構想が本プログラムの目的である「『目に見える研究拠点』の形成を目指す」ものとなっているかが評価されます。

問 30. 連携する機関の数に上限はあるか。

(答)

連携する他機関の数に制限は設けませんが、審査の際は、「研究水準が高く、中核的研究者が一定程度の規模で物理的に集結しているか」、また、他機関との連携が「拠点全体としての機能の補完・強化」に真に寄与するかどうかを評価されます。したがって、いたずらに連携機関の数を増やすことは、審査の過程で不利に扱われる可能性があります。

問 31. 申請にあたって、連携先の他機関の承諾を事前に受ける必要があるか。その際、連携先の機関長の正式な文書は必要か。

(答)

詳細な条件等も含めて完全な合意に達することを求めるものではありませんが、採択された際には協力するという点は合意が求められます。なお、申請に際し、原則、連携先との合意に係る文書の提出は必要ありません。

問 32. サテライト的な機能とはどのようなものか。

(答)

公募要領上の「サテライト的な機能」とは、国内外の他機関との連携等を進めるために設ける、いわば拠点の出先機関として機能する組織を想定しており、あくまでも拠点の一部として機能するものを想定しています。よって、「サテライト」とは連携する相手機関全体を指すものではありません。

問 33. サテライトの設置の有無が審査結果に影響するか。サテライトを必ず設ける必要はあるか。

(答)

必ずサテライトを設けなければいけないということはありません。ただし、サテライトを設けた結果、構想全体が良いものとなれば、審査の上でプラスに評価されることがあります。

問 34. 海外の機関と連携することは可能か。また、海外にサテライトを設置できるか。

(答)

連携する機関については、拠点全体としての機能の補完・強化を図るものであれば、必ずしも国内の機関である必要はなく、海外の機関との連携（サテライトの設置を含む。）も可能です。

【外国人研究者の定義について】

問 35. 公募要領上の外国人研究者の定義は何か。

(答)

明確な定義はありませんが、一般的に外国籍を有する者を想定しております。ただし、外国籍を有しているものの日本生まれ、日本育ちで、海外研究機関への所属経験がないなどの事情がある場合には、審査機関の判断により外国人研究者としてカウントされない可能性もあります。

【環境整備について】

問 36. 「研究者から教育研究以外の職務を減免する」、「研究者が快適に研究できるような環境を提供する」とある一方、「研究者の大学院教育への参画についても必要な配慮に努めること」とあるが、研究者の大学院教育への参画はどのように位置付けられているのか。

(答)

新ミッションでは、大学院博士課程への指導など研究活動と密接に関連する教育活動や、拠点における若手の研究者の人材育成に係る活動を行うことで、拠点の価値を更に高めることにつながることを想定しています。研究者の職務の減免等については、研究者を雑務から解放し、研究に専念

できる環境を提供すること等を指しているものであり、拠点構想における教育研究とは別の観点で取り組んでいただく必要があります。

問 37. 「職務上使用する言語は英語を基本とし」とあるが、「基本とし」とはどのような意味か。

(答)

拠点とホスト機関との間のやり取りなど、日本語を使用せざるを得ない場合の例外規定であり、拠点内で職務上使用する言語は原則、英語であることが要請されます。

問 38. 外国人研究者、ポスドクやリサーチ・アシスタント (RA) の給与について、上限等の制約はあるのか。

(答)

給与等の額に関する上限等の制約はありません。各機関が各々の責任において内規等を定め、適切と判断する額を支給してください。ただし、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)等の趣旨を踏まえ、WPI拠点においてもRAを雇用する場合は、給与水準が生活費相当額程度となるよう配慮して下さい。

問 39. 先行する拠点では、本プログラムにより融合研究を促進するための研究費が措置されているが、どのような位置付けなのか。また、スタートアップ研究費を措置できる年数に限りはあるのか。

(答)

当該補助金では研究プロジェクト費とすべきものは措置できませんが、事業趣旨に鑑み、スタートアップ研究費は措置できます。融合研究の促進についても、拠点内で適切に制度を整備・運営する場合には、当該補助金から融合研究の促進のためのスタートアップ研究費を措置することができます。なお、スタートアップ研究費は、原則として当該研究者が競争的研究費等の研究費を申請・獲得するまでの間の立ち上げのための研究費(いわゆるシードグラント)です。具体的な年限は、研究分野や研究の性質等によっても異なるため、具体的には設けないものの、前述の趣旨に鑑み、あまりに長期にわたりスタートアップ研究費を定常的に支出することがないよう、真に必要なものに限定してください。

問 40. 国内の研究者に対しスタートアップ研究費を支給することは可能か。

(答)

国内他機関からの招へい研究者に対しても、その研究者の招へいに必要なスタートアップ研究資金を支給することは可能です。ただし、スタートアップ研究資金によって行われる研究は、拠点形成と関連する研究でなければなりません。また、本プログラムが、研究資金の提供を主たる目的とするプログラムとは性質が異なるものであることを踏まえ、スタートアップ研究費への支出は、真に必要なものに限定してください。

問 41. 国内の招へい研究者へのスタートアップ研究費の支給は可能とのことだが、国外の招へい研究者に対する当該研究費の支給は可能か。

(答)

拠点を本務とする者であれば、スタートアップ研究費の支給は可能です。

問 42. 「海外、国内他機関から招へいする研究者については、拠点構想への参加の意思を示した書簡を添付」とあるが、どの程度の内容のものが求められるのか。

(答)

拠点構想が採択された場合には、当該構想へ参加するという内容のものが求められます。なお、媒体としては E-mail 等を添付することも可能です。

※「拠点構想への参加の意思を示した書簡」は、二次審査のために必要となる書類です。

問 43. 研究に関する施設や研究スペースは申請段階から用意しておく必要があるのか。また、施設整備について補助金を充てることできるのか。

(答)

申請段階から研究施設等を用意することは要件として求めています。採択後に早期に拠点形成が進められるかを判断するため、拠点構想の中で施設や研究スペースの確保について計画を示していただく必要があります。また、施設等の建造費に補助金を充てることはできません。

問 44. 新型コロナウイルスの感染拡大により、国際的な研究集会の実地開催が難しい状況だが、研究集会の形態は実地開催でなくても良いのか。

(答)

人的交流が制限されている状況下では、必ずしも実地開催でなくとも構いません。研究集会等のオンライン化により参加者が増加するなどの好事例もあることから、それぞれの研究集会の性質等に応じて、研究集会をより効果的に開催できるよう、オンライン化を含め開催方法の工夫等を行って下さい。

【研究資金等の確保について】

問 45. 競争的研究費等の研究費に付随する間接経費をホスト機関から提供されるリソースとしてカウントできるのか。

(答)

当該間接経費が拠点のために支出されたものであればカウントできます。

問 46. 本プログラムの支援額と同程度以上のリソースについて、ホスト機関が提供する施設・設備の対価額や、ホスト機関にもともと所属している研究者に支給される給与や配分される研究費(当たり研究費など)などを含めてよいか。

(答)

ホスト機関が提供する施設・設備の使用料相当分、研究者の給与、ホスト機関から配分される研究費などは「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に計上できます。

問 47. 研究者に支給される給与等は原資が何であろうと（運営費交付金等の財源を問わず）、「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に含めてよいか。

(答)

「ホスト機関からの現物供与」については、特に原資は問いません。

問 48. 「当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的研究費等の研究費」とあるが、この競争的研究費の定義はあるのか。日本国内外を問わず、全ての公募により獲得する研究資金等と考えてよいのか。

(答)

公募要領上の「競争的研究費等の研究費」については、競争的研究費以外にも、国内外を問わず、拠点に所属する研究者が獲得した全ての外部資金による研究費が含まれます。なお、「競争的研究費」そのものについては、以下の URL を参照してください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>

問 49. ホスト機関のコミットメントとして、「当該拠点の運営及び研究活動の実施のために必要な人的、財政的及び制度的支援を行うこと。(当該拠点には、本プログラムの支援額と同程度以上のリソースの別途確保が求められる。)」が求められているが、リソースの具体例として示されている競争的研究費も寄付も 100% 確実なものではない。かかる資金が確保できず、本格的な研究活動が実施できない事態が生じた場合、どのような対応をとればよいか。また、そのような事態を生じた場合の責任主体は誰になるのか。

(答)

当該リソースが確保できなかったことにより拠点構想が実施できなくなった場合、最終的な責任は全体の責任者であるホスト機関の長が負うこととなります。このため、そのような事態が生じた場合は、ホスト機関の長の責任で対処方針を検討しリカバリーを行うことが求められますが、それでも必要なリソースの確保ができず拠点構想を実現できなくなった場合、本プログラムからの支援を打ち切らざるを得なくなります。

問 50. リソースに組み込むことができない競争的研究費等はあるのか。

(答)

研究プロジェクト型の競争的研究費等の外部資金に関しては、全てリソースに組み込むことが可能です。拠点形成型の外部資金を新たに獲得してリソースに組み込む場合は、当該外部資金の目的

と本プログラムの目的との関係により、個別に判断する必要があります。

問 51. 企業からの寄附金をリソースに組み込むことは可能か。

(答)

可能です。

問 52. 運営費交付金の機能強化経費をリソースに組み込むことは可能か。

(答)

可能です。

問 53. 実用化に主眼を置いた競争的研究費等であっても、ホスト機関からのリソースに計上することは可能か。

(答)

当該競争的研究費等の位置づけによっては可能です。本プログラムでは、拠点の中核となる活動において基礎研究が行われ、新しい領域が生み出される中から応用への展開等がなされることも想定されます。そのため、拠点構想全体の中に当該競争的研究費等を適切に位置付けられるのであれば、リソースとして計上することができます。

【基礎研究の社会的な意義や価値の共有について】

問 54. 基礎研究の社会的意義や価値共有の範囲はどこまで求められるのか。

(答)

拠点と関係の深い民間企業や研究機関などの国内外のステークホルダーのみならず、広く一般向けにも発信する取組を実施することを要件としています。

問 55. 今回の公募で求める「基礎研究の社会的な意義や価値の共有」とは、拠点が広報やアウトリーチ活動を行うことを意味しているのか。

(答)

広報やアウトリーチ活動も「基礎研究の社会的な意義や価値の共有」のための取組の一つです。拠点で実施する研究の内容や研究成果がどのように社会的価値を創出するか等について、拠点構想において価値共有を図るための仕組みや取組、及びそのビジョンを記載してください。

問 56. 「基礎研究の社会的な意義や価値の共有」とは、社会実装を見据えた応用研究のことを指しているのか。

(答)

社会実装に近い応用研究を指すのではなく、基礎研究の内容や成果に関する社会的意義や価値を、関係機関や民間企業、一般に広く共有いただくことを念頭においています。

【次代の人材育成の実施について】

問 57. 若手研究者の育成とは具体的にどのような取組をすることが求められているのか。

(答)

世界トップレベルの研究拠点における活動を通じて、拠点に在籍する研究者が自らの能力を高めていけるような仕組みや取組を行っていただくことを要件としています。博士課程学生やポストドクター、若手研究者などが、拠点在籍時に得た経験や人的ネットワークを、自身の研究者としてのキャリア形成の中で効果的に活用できるような人材育成の目標設定及び計画を、拠点構想において具体的に示すこと。

問 58. 人材育成の対象である若手研究者に修士課程の学生などは含まれるのか。

(答)

拠点の研究活動に参画し、成果の創出に貢献する若手の研究者を対象としています。前述に該当するものであれば、博士前期・後期課程学生、ポスドク、助教、准教授などその職位を問いませんが、研究活動に参画する観点から、主に博士後期課程学生以上の者と想定しています。

【既存組織の再編と一体的な研究拠点構築について】

問 59. 今回の公募で求める「自立化に向けた既存組織の再編と一体的な研究拠点構築」とは、拠点の自立化に向けて、既存の拠点を活用・再編することで新規拠点を構築することを求めるということか。

(答)

補助金実施期間が終了した後も、当該拠点が真に「世界トップレベル研究拠点」となり、支援終了後に自立化するよう、ホスト機関は、当該拠点をホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付けた上で、助成期間中から機関を挙げて全面的な支援を行うことが求められます。

ここでいう「既存組織の再編と一体的な研究拠点構築」とは、例えば、中長期的な大学の戦略的運営の観点から進める学内既存組織や体制の整理・統合などによる、ポストの計画的な新拠点への再配分や、組織の活動の整理等による拠点の研究スペースの提供などが挙げられます。

申請時には、ホスト機関内で十分に調整の上、自立的に運営していくために必要となる既存組織の再編、外部資金獲得等を含むホスト機関の中長期的な組織運営の計画・スケジュールについて、具体的に示す必要があります。このことは、毎年度のフォローアップにおいて、既存組織再編の具体化と WPI 拠点の安定的な継続という観点から確認します。

【資金計画について】

問 60. 広報やアウトリーチ活動はどの程度の実施が想定されるのか。

(答)

研究内容や成果について、研究者コミュニティに限らず広く社会・国民に対して説明責任を果たすことは、本事業のみならず科学技術への国民の支持を得るために重要です。このため、本事業では、広報活動・アウトリーチ活動に積極的に取り組んでいただくこととし、フォローアップにおいても当該活動の状況を確認しています。(例えば、既存の拠点ではアウトリーチ担当官を置き組織

的に広報活動を実施しています。)

問 61. 世界トップレベルの研究者の活動を社会に見せるための現地見学会等の開催、ホームページの作成などのアウトリーチ予算を本補助金から支出することが可能か。

(答)

拠点形成に必要であれば可能です。

問 62. 本プログラムにおいて、10 年間は当初の計画のとおり毎年度の予算規模が保証されるのか。

(答)

文部科学省としては、当初の計画に沿って予算措置ができるよう、10 年間で総額 70 億円の支援規模を目指して毎年度の予算確保に努めます。なお、支援開始後 6 年目以降は、当該拠点の自立化に向けて、毎年の支援規模を漸減することを原則とします。ただし、5 年目に行う中間評価の結果や拠点の自立に向けたホスト機関の取組状況について十分に勘案し、特に優れた拠点については特段の配慮を加え、支援規模を調整します。

【ホスト機関のコミットメントについて】

問 63. 公募要領の「当該拠点をホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付け」ること、「既存組織の再編等を含むホスト機関の中長期的な組織運営の方向性に係る基本方針の表明及び今後の具体的な計画・スケジュールの策定」について、例えば、大学や国立研究開発法人の場合は、中（長）期計画を改訂することとなると思うが、事業開始前や令和 4 年度からの中（長）期計画への位置付けを必ずしも求めるものではないと理解してよいか。

(答)

事業開始当初からの対応は必須ではありませんが、できるだけ早期に適切なタイミングで中長期的な計画上に位置付けることとして下さい。

問 64. ホスト機関が実施する「当該拠点の達成した成果の自己評価」は、どのような形式で行えばよいか。

(答)

自己評価には形式の指定はありません。各ホスト機関の規定に従ってください。

【費用について】

問 65. 充当計画に関して、「原則年 7 億円かつ 10 年間（令和 4～13 年度）で総額 70 億円を上限」としているが、年 7 億円を超える充当計画を策定してもよいか。また、充当計画を策定する際、6 年目以降の漸減分を差し引いて計画する必要があるのか。

(答)

原則として年 7 億円を超える充当計画は認められません。また、充当計画は 10 年間で総額 70 億円を上限としますが、自立化に向けて、6 年目以降は国費による支援が漸減することをあらかじめ見

込んだ計画とし、充当計画には漸減分を反映した後の額を記載して下さい。

問 66. どの程度国費が漸減されると見て充当計画を作成すればよいか。

(答)

国費がどの程度漸減されるかは一概にはお答えできません。公募要領にもある通り、拠点形成 5 年目に行う中間評価の結果や、毎年の予算の獲得状況等に応じて変化しうるものです。

問 67. 「特に優れた取組については特段の配慮を加える」とは、6 年目以降の支援規模に変更があるということか。

(答)

拠点の取組状況を勘案し、当初策定した充当計画から補助を増額することもあり得ます。取組状況の勘案については、中間評価時点での新ミッションの達成状況やホスト機関のコミットメントの状況等を総合的に判断します。

【その他】

問 68. 本活動で取得した特許などの知的財産の帰属はどこにすべきか。

(答)

各ホスト機関の規定に従ってください。

問 69. 本プログラム終了後はホスト機関が人件費を支出する必要があるのか。

(答)

本プログラムの実施期間が終了した後は、当該拠点が「世界トップレベル研究拠点」として自立化することが求められていることから、基本的にはホスト機関が拠点の人件費を負担する必要があります。また自立化に向けて、助成期間中からホスト機関が拠点を全面的に支援することも求められます。

問 70. 海外のサテライト機関における知的財産の権利の取扱いはどうなるのか。

(答)

各ホスト機関やサテライト機関の規定に従うことになります。

【経費について】

問 71. 光熱水費等は本補助金から支出することはできないのか。

(答)

光熱水費については、本事業の実施に直接要するものであれば、事業推進費として本補助金から支出できます。

問 72. 本補助金は、年度繰り越しが可能か。

(答)

原則として、本補助金の年度繰り越しはできません。ただし、補助金の交付決定時には予想し得なかった不測の事態により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することができます。

(財務省への繰越承認要求は、文部科学省が行うため、財務大臣の承認を得た後、概算払いを受けた補助金のうち繰越相当分を文部科学省に一旦返還する必要があります。)

問 73. 外国人研究者等の宿舍を借り上げるための経費に本補助金を充てることは可能か。

(答)

可能です。各ホスト機関の内規等に従って、適切に取り扱うようにしてください。

なお、当該研究者が宿泊したことを示す記録を残すなど、補助金が適正に使用されたことがわかるようにしておくことが望まれます。

問 74. 本補助金により、退職金の支給は可能か。

(答)

退職金の支払いは可能です。ただし、算定期間は補助事業に係る期間のみとし、当該雇用者に退職金を支払う年度の補助金から支払う必要があります。

なお、当補助金を退職金の引当金として引き当てることはできません。

問 75. 学内施設の共用スペースを借りるための使用料や学内共同利用施設の機器使用料などの経費に本補助金を充てることは可能か。

(答)

学内規定等において、使用料等が定められている場合は、支出することが可能ですが、学内設備については、可能な限り、ホスト機関からのリソースとして拠出することが望まれます。

問 76. 民間企業等が所有する土地・建物等の借料について、本補助金を充てることは可能か。

(答)

本事業を遂行する上で借り上げた土地や建物に関する借料については、本補助金からの支出が可能です。

問 77. ホスト機関内の他部局との併任者に対し、賃金・手当を本補助金から支出できるか。

(答)

ホスト機関内の他部局に在籍し、本事業の遂行のため当該拠点に併任される職員に係る人件費についても、適切な形態で本補助金からの支出が可能です。

問 78. 研究支援員、事務スタッフを雇用するにあたって、赴任・帰還の旅費を支給することは可能か。

(答)

本事業に関する用務であれば、支給することは可能です。

問 79. 本プログラムに係る外国人研究者の子どもの教育のため、外国語を話せる教師を日本の公立学校において雇用することとした場合、これに係る経費の一部を本補助金から支出することは可能か。

(答)

当該経費については、直接的な支出はできません。

なお、例えば、手当の一部として「子女教育手当」等を規定し、給与の一部として外国人研究者に支給することは可能です。

問 80. 必要な最先端設備備品の開発費・整備費については、本補助金の支出の対象となるのか。

(答)

本事業の遂行に必要な不可欠かつ基盤的な設備備品の開発費、整備費等については、本補助金の支出の対象となります。ただし、当該研究拠点で行われ、かつ、個々具体の研究開発課題に基づく研究プロジェクト事業を実施するために必要な経費（研究プロジェクト費）に該当する場合は、対象外となります。

問 81. 連携機関やサテライト機関に本補助金から人件費やスタートアップ経費の支出は可能か。

(答)

可能です。

問 82. サテライト機関に本補助金から支出できる経費に制限はあるのか。

(答)

サテライト機関の活動が当該拠点の活動とみなせれば人件費等の経費を支出可能ですが、連携先の研究費を支出するという位置付けのものではありません。

問 83. 公募要領<別添>の2. 経費の使途可能範囲(2) 事業推進費に関する記載において、大学院博士課程在学者などに支給される奨学金・研究奨励金に類するすべてのものは補助対象外にするがあるが、一方で、2. 経費の使途の具体例の記載において、ポスドク、RA (Research Assistant) に対し必要な経費又は給与を支出することができるとあるが、両者の整合性は如何。

(答)

ポスドクや RA に対して、当該拠点での研究活動の対価として人件費を支出することは可能ですが、単なる奨学金等は認められません。なお、研究の遂行に必要な博士課程学生については RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた適切な給与を支払うこととしてください。

問 84. PI の事情でクロスアポイントメントによる給与が支払えない場合、給与ではなく業務委託費として支給することは可能か。

(答)

WPI 事業に参画する PI であり、機関における規程において、そのような方法が整備されているようならば可能です。

【申請書類について】

問 85. 申請書類の様式や項目を変更してもよいか。

(答)

申請書類の作成にあたって、様式や項目（注意書きを含む。）の変更、削除はできません。なお、指定された字数、ページ数の範囲内で、枠を縦に伸縮させることは可能です。

問 86. 要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。

(答)

要求されている以外の資料を補足資料として添付することはできません。

問 87. ホスト機関の長の欄の記載について、ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、どのように記載すればよいのか。

(答)

ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、提出時点のホスト機関の長の氏名を記載し、その横に括弧書きで着任予定者の氏名及び着任予定年月日を記載してください。なお、実際に変更が生じた場合は、速やかにプログラム委員会事務局（jpsstoplevel@jsps.go.jp）までご連絡下さい。

問 88. 一次審査申請時に必要な書類のうち、資料 2 「拠点長のビジョン」は「英語でも可」とありますが、日本語のものと 2 つのバージョンを提出する必要があるのか。

(答)

資料 2 については、英語・日本語のどちらか一方の提出で構いません。

問 89. 一次審査資料 3 「拠点長のビジョン・拠点の概要の作成について」の 6) ホスト機関からのコミットメントの概要において「当該拠点がホスト機関のミッション、建学の精神・理念、業務運営に関する目標等の実現に資することを示す」とされているが、どのような観点で評価されるのか。

(答)

ホスト機関が目指すビジョンやミッション等の実現に向けて、本事業をどのように活用していく見込みであるかなど、本事業の位置づけについて事実関係を確認するためのものであり、直接評価に用いることはありません。よって、当該部分の記載が少ない場合でも審査において不利に扱われることはありません。

問 90. 一次審査書類資料 4 <資金>の欄の外部資金額にWPI補助金額は含めるのか。

(答)

含めずに記載してください。当該資料はホスト機関からの支援を記入する欄です。

問 91. 一次審査書類資料 4 <人員>の欄について、「ホスト機関からの支出（運営費交付金や外部資金等）」の中に個人型の競争的研究費は含むのか。

(答)

ホスト機関としての支援額を記載する必要があるため、研究者個人が獲得した競争的研究費の直接経費は含めません。ただし、ホスト機関が獲得する、競争的研究費の間接経費を拠点の支援に充てる場合には、外部資金として「ホスト機関からの支出」に含めて構いません。

問 92. 一次審査書類資料 4 <人員>の欄について、博士後期課程学生を RA として雇用した場合、「博士後期課程学生」と「研究支援員（うち RA 等）」のどちらに計上すればよいか。

(答)

両方に計上してください。ただし、「研究支援員（うち RA 等）」については、拠点の研究活動を実質的に支援する者のみ計上してください。また、博士後期課程学生については、拠点の活動や機能を活用して行われる人材育成の対象となる者を計上してください。

問 93. 申請書を提出した後に、差し替えは認められるのか。

(答)

申請書提出後の差し替えは、原則認められません。

問 94. 二次審査申請書類を提出する際に、充当計画を一次審査申請書で提出したものから変更してもよいか。

(答)

二次審査申請書の充当計画について、一次審査申請書から修正を加えることは禁止しておりません。

問 95. 拠点長候補者の推薦状について、枚数制限等はあるのか。

(答)

枚数制限はありません。